

名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金交付要綱

(通 則)

第1条 名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 都心地区 本市の立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内の特定用途誘導地区(都心地区)のことをいう。
- (2) 当地域 名古屋市内のことをいう。
- (3) 集合型プログラム 決められた日時に、参加者が一つの会場に集まって行われる支援プログラムのことをいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、都心地区で、起業家等に対して実施される起業、新規事業開発、事業会社でのオープンイノベーションなどの支援プログラム(以下「支援プログラム」という。)に対して、本市が助成することにより、特色ある民間プログラムの集積を図り、多様な人材交流による新たなイノベーションの創出を促進することを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、第5条に定める補助事業を自ら行う、次の各号の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条に規定する営業許可又は、第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業者でないこと。
- (2) 訴訟や法令遵守上の問題を抱える者でないこと。
- (3) その他補助金を交付することについて、市長が不相当と認める事由を抱える者でないこと。
- (4) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。ただし、過去に交付の決定を受けた補助事業と同内容であって、当該補助事業の補助事業計画書に補助事業終了後の自走化に向けた計画として複数年の記載がある場合に限り初年度を含め3回まで補助事業者となることができる。

(補助事業及び補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の区分で別表に掲げるものとする。

- (1) 通常枠
 - (2) 重点枠
- 2 補助事業は、規則第5条に規定する交付の決定の日以降に着手し、市長が別に定める期日までに完了するものとする。ただし、会場借り上げの着手についてはこの限りではない。
- 3 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費であって、別表に掲げるものとする。ただし、補助事業を実施する期間中に同一の経費について、国、地方公共団体、本市又は公的支援機関の他の補助金の交付対象となっていないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の額の計算にあたっては、千円未満を切り捨てる。

3 前項の補助金の額は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が含まれている場合においては、当該補助金から当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減じて得た額とする。

(補助事業の認定申請)

第7条 第10条に規定する補助金の交付の申請をしようとする者(以下「認定申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金事業認定申請書(様式第1号)(以下「認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、補助事業の認定について市長に申請しなければならない。

(1) 企業概要書(様式第2号)

(2) 補助事業計画書(様式第3号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に規定する書類は、市長が別に定める。

3 第1項に規定する申請のうち、第4条第1項第4号ただし書に該当する者による申請の場合は、年度ごとに認定の申請を行うものとする。

(意見聴取会)

第8条 市長は、前条に規定する認定申請があったときは、有識者等により構成する意見聴取会を開催し、当該認定申請の内容について、意見を求めるものとする。

2 前項に規定する意見聴取会の開催等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補助事業の認定)

第9条 市長は、前条に規定する意見聴取会の意見を踏まえて補助事業を認定することとし、その結果について認定申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、前項に規定する通知を取り消し、前条に規定する意見聴取会の意見を踏まえ、補助事業を追加して認定することができる。

(補助金の交付申請)

第10条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)(様式第4号)に次の各号に定める書類を添付して提出しなければならない。

(1) 補助事業計画書(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、認定申請書に添付して提出したもので、その内容に変更のない場合は書類の提出を省略することができるものとする。

3 第1項に規定する申請のうち、第4条第1項第4号ただし書に該当する者による申請の場合は、年度ごとに交付の申請を行うものとする。

4 前条に規定する認定を受けた者が、第1項の期日までに、市長に交付申請書を提出しない場合は、当該認定を取り消すものとする。

(交付の条件)

第11条 規則第6条第1項及び第2項の規定により補助金の交付の決定に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分等の変更(次項に規定する軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更(次項に規定する軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止または廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 規則第7条の規定による通知を受けた補助事業者が、代表者、住所又は組織等を変更したときは代表者等変更届(様式第5号)に必要な書類を添付して速やかに市長に提出すること。
- (6) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (7) その他市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項。

2 軽微な変更とは、補助金の算出に用いる補助対象経費総額の20%以内の変更とする(補助金の交付の目的の達成に支障がないと認められるものに限る)。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、補助事業者がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

2 規則第8条第1項に規定する期日は、補助事業者が規則第7条の規定による通知を受けた日から20日を経過した日とする。

(変更の承認)

第13条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第3号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助事業変更承認申請書(様式第6号)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(中止又は廃止の承認)

第14条 補助事業者は、規則第6条第1項第4号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(実績報告)

第15条 規則第14条の規定による実績の報告は、補助事業完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)後、市長が別に定める日までに名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施報告書(様式第9号)
- (2) 補助対象経費総括表(様式第10号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第16条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者に対し、名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第17条 前条の通知を受けた補助事業者は、名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金交付請求書（様式第12号）により補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条に規定する交付請求があったときは、内容を確認した後、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第19条 規則第23条ただし書に規定する期間は、5年間とする。ただし、やむを得ない事由によると市長が認める場合は、この限りでない。

2 規則第23条第2号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第20条 市長は、規則第18条及び第19条に規定する場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付条件若しくは条例その他関係法令等に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請等の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 計画変更等により、補助金の交付決定額を減額すべきとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (5) その他補助の目的が達成されないと市長が認めたとき。

(暴力団の排除)

第21条 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、補助事業者としない。

2 市長は、補助事業者が交付の決定後、前項に該当することとなったとき、又は第7条若しくは第10条の申請をしたときに前項に該当していたことが判明したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(検査等)

第22条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、または検査をすることができる。

(その他)

第23条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

<p>第5条第1項 補助事業及び補助 対象経費 (補助事業)</p>	<p>通常枠については、以下のアからエまで、重点枠については、以下のアからオまでのすべてに該当すること。</p> <p>ア 集合型プログラムを都心地区で実施し、その会場に別に定めるイノベーション拠点が1回以上含まれること。</p> <p>イ 当地域での実施実績がない補助事業者による支援プログラム、または当地域で実施実績のない内容の支援プログラムであること。ただし、第4条第4項ただし書に該当する場合を除く。</p> <p>ウ 補助事業終了後も継続して補助事業者が支援プログラムを本市で実施する計画を有していること。</p> <p>エ 当地域以外からも参加できる支援プログラムであること。</p> <p>オ 補助事業者が投資機能を有する法人等であること。</p>											
<p>第5条第3項 補助事業及び補助 対象経費 (補助対象経費)</p>	<p>人件費 旅費 会場借上料 装飾設備費 委託料 広報費 報償費</p>	<p>補助事業に従事する者の人件費 補助事業の実施に必要な旅費 補助事業に使用する会場等に係る経費 補助事業に係る会場装飾、会場設営等に要する経費 補助事業の一部を第三者に委託するために支払われる経費 自社で行う広報に係る経費 講師等への謝金などの経費</p>										
<p>第6条第1項 補助金の額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 1126 702 1167">補助事業区分</th> <th data-bbox="710 1126 1066 1167">補助率</th> <th data-bbox="1074 1126 1441 1167">補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 1178 702 1245">通常枠</td> <td data-bbox="710 1178 1066 1245">補助対象経費について市長が査定した金額の</td> <td data-bbox="1074 1178 1441 1245">1者につき500万円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1256 702 1323">重点枠</td> <td data-bbox="710 1256 1066 1323">2分の1以内</td> <td data-bbox="1074 1256 1441 1323">1者につき1,000万円以内</td> </tr> </tbody> </table>			補助事業区分	補助率	補助限度額	通常枠	補助対象経費について市長が査定した金額の	1者につき500万円以内	重点枠	2分の1以内	1者につき1,000万円以内
補助事業区分	補助率	補助限度額										
通常枠	補助対象経費について市長が査定した金額の	1者につき500万円以内										
重点枠	2分の1以内	1者につき1,000万円以内										

(様式第1号)

名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金事業認定申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

所在地 〒 _____
(住所)
社 名
役 職
代表者氏名
事務担当者
電話番号

年度名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金の対象事業として認定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

また、「3 誓約」が虚偽であり、又はこれに反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを誓約します。

記

1 事業テーマ名 :

2 補助金交付希望額 : 円

3 誓約

- ①私(当社)は反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
- ②私(当社)は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条に規定する営業許可又は第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業者でないことを確約します。
- ③私(当社)は現在、訴訟による係争はなく事業運営に支障のないことを確約します。
- ④私(当社)は現在、法令違反による処罰を受けておらず事業運営に支障のないことを確約します。
- ⑤私(当社)は、補助事業実施中及び補助事業完了後も、事業を実施していく上で法令を遵守することを確約します。

※要綱第21条第1項の規定に該当するときは、補助事業として認定しません。また事業認定後にその旨が判明したときは事業認定を取り消します。上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警本部に照会することがあります。

(様式第2号)

企業概要書

応募者の概要等(項目を確認の上、記載してください。)

※企業の概要が記載されたパンフレットがあれば添付してください。

社名 (商号)		(法人の場合) 法人番号	
本店所在地 (住所)	〒 -		
市内事業所 (住所)	〒 -		
従業員等 の人数	人	代表者(個人事業は事業主本人)、会社役員は含まない 労働基準法第20条「解雇の予告を必要とする者」が対象	
資本金	万円 (該当する法人のみ記入)	創業年月 (法人設立年月)	年 月
代 表 者	役職	(フリガナ) 氏 名	
	代表者の生年月日		代表者の住所
	年 月 日		〒 -
事業概要			
	当地域での支援プログラム実施の有無 [有 ・ 無]		
主な投資実績 (重点枠のみ)	投資先	投資した事業の内容	投資時期
			年 月
			年 月
			年 月

補助事業計画書

補助事業の内容 (本補助金を活用して行う事業について詳しく記載してください。枠に収まらない場合は適宜広げてください。①については、各項目を記載したA4サイズの資料で本様式に代えることができます。)

①本補助金を活用して実施する事業の内容・スケジュール

1. 目的

2. 事業内容・実施場所・効果

3. 事業KPI

4. 事業実施体制図

5. 提案事業に関する実績・知見

6. 補助事業終了後の自走化に向けた計画・目標

7. スケジュール

実施年月	活動内容
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

②補助事業に要する経費の内訳

経費区分	①補助対象経費		②①のうち、交付希望 (申請)額の算出に用い る経費 (消費税抜金額)	③ 補助対象経費の内訳 (②の経費明細)
	(消費税込金額)	(消費税抜金額)		
人件費				
旅費				
会場借上料				
装飾設備費				
委託料				
広報費				
報償費				
補助対象経費の 合計			(A)	
補助対象外経費				
総事業費 (B)				
補助金交付希望 (申請) 額 ・ Aの1/2 以内、通常枠500万円以内 重 点枠1,000万円以内		× 1 / 2 =	0	

(注1) 「①補助対象経費」は、本制度において補助対象とすることが認められる経費。

「②①のうち交付希望 (申請) 額の算出に用いる経費」は、今回交付申請する補助金の対象とする経費。「補助金交付希望 (申請) 額」に必要な補助金の額が計上されるよう、「①補助対象経費」の中から選択して、「②①のうち交付希望 (申請) 額の算出に用いる経費」に記載すること。ただし、国、地方公共団体、本市又は公的支援機関の他の補助金の交付を受ける (予定を含む) 経費を除くこと。

③総事業費 (B) に対する資金調達の内訳

調達の方法	金額 (円)	内訳
自己資金	0	
補助金交付希望 (申請) 額	0	
その他 (補助事業の 収入等)		
合 計 (総事業費 (B) の 金額と一致)	0	

補助金は補助事業実施期間終了後に検査を経て交付する形となりますので、補助金の交付までの間、応募者ご自身で補助金交付希望 (申請) 額相当額を手当していただく必要があります。

(様式第4号)

名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

〒 _____
所在地
(住所)
社 名
役 職
代表者氏名
事務担当者
電話番号

年度名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記

1 事業テーマ名

2 補助金交付申請額

金 _____ 円也 (申請事業の経費明細：補助事業計画書のとおり)

(注)

- ・補助金交付申請額は、交付申請額の算出に用いる経費の1/2以内であって、千円未満切り捨てによる金額であること。

3 当該補助事業を行う期間は、以下の通りです。

_____(事業開始日) 年 月 日 ~ _____(事業完了予定日) 年 月 日

4 申請事業の内容

「補助事業計画書」のとおり

※交付決定後に、要綱第21条第1項の規定に該当することが判明したときは、交付決定を取り消します。上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警本部に照会することがあります。

(様式第5号)

代 表 者 等 変 更 届

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

所 在 地
(住 所)

〒 ー

社 名
役 職
代表者氏名
事務担当者
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号をもって を受けた事業について、下記
のとおり変更しましたので、届け出いたします。

記

1 変更の内容

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日 年 月 日

(様式第6号)

名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

〒 ー
所在地
(住所)
社 名
役 職
代表者氏名
事務担当者
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって を受けた事業計画について、
下記のとおり計画を変更したいので、申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(様式第7号)

名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

〒 ー
所在地
(住所)
社 名
役 職
代表者氏名
事務担当者
電話番号

年 月 日付け 第 号で を受けた名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助事業の中止（廃止）をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）をする理由

2 添付書類

(様式第8号)

名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

所在地
(住所)
社名
役職
代表者氏名
事務担当者
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた補助事業を完了しましたので、関係書類を添付して報告します。

記

1 補助事業の内容及び事業実施期間

①事業テーマ名

②補助事業を実施した期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 補助対象経費支出実績等

補助対象経費総括表に記載のとおり

(添付書類)

- ア. 補助事業実施報告書 (様式第9号)
- イ. 補助対象経費総括表 (様式第10号)
- ウ. 費目別内訳表 (様式第10号・別紙)
- エ. 補助対象経費とする人件費に係る組織図等
- オ. 支払証拠書類 (写し) 等

※エは当該経費がある場合のみ添付すること。補助事業以外に従事する者も含めた組織図及び各部署の業務内容を記載し、補助対象経費とする人件費に計上する者についてすべて示すこと。(支払証拠書類の他に、従事割合の算定が必要な場合は従事割合が分かる資料を示すこと。)

(様式第9号)

補助事業実施報告書

1 実施事業の具体的な取組内容（開催日時、場所、プログラム内容等）

2 事業実施による成果（参加者数、アンケート結果、KPIの達成状況等）

3 事業の自走化に向けた進捗状況について

- (注) 1 上記記載内容を説明する資料（報告書・写真等）を添付すること。
2 この報告書（様式第9号）は2頁以上10頁以内に収め、詳細に記述すること。

補助対象経費総括表

経費区分	計画		実績	
	①補助対象経費 (注1) (消費税抜金額)	② 交付決定額の算出 に用いた経費 (注2) (消費税抜金額)	③補助対象経費 (注3) (消費税抜金額)	④ ②の実績額 (注4) (消費税抜金額)
人件費				
旅費				
会場借上料				
装飾設備費				
委託料				
広報費				
報償費				
補助対象経費の合計額	0	0	0	0
補助対象外経費				
総事業費 (B)				0
補助金請求予定額 (「④ ②の実績額」合計額の1/2以内 (千円単位未満切捨て) かつ 交付決定額が上限)				0

(注1) 「①補助対象経費」は、様式第3号「補助事業に要する経費の内訳」の「①補助対象経費」(要綱第13条に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容)を記載すること。

(注2) 「②交付決定額の算出に用いた経費」は、様式第3号「補助事業に要する経費の内訳」の「② ①のうち交付希望(申請)額の算出に用いる経費」(要綱第13条に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容)を記載すること。

(注3) 「③補助対象経費」は、補助事業実施期間中の実績額を記載すること。

(注4) 「④ ②の実績額」については、②に額が記載されている経費について、③の範囲内で実績額を記載すること。

総事業費 (B) に対する資金調達の内訳

調達の方法	金額 (円)	内訳
自己資金	0	
補助金請求予定額	0	
その他 (補助事業の収入等)		
合計 (総事業費 (B) の金額と一致)	0	

(様式第10号・別紙)

費 目 別 内 訳 表

(費目の名称)

(1)人件費、(2)旅費、 (3)会場借上料、(4)装 飾設備費、(5)委託費、 (6)広報費、(7)報償費 のいずれかご記入くだ さい

管理 番号	支出日	支払先名	備 考 (内容・目的等を記入)	支払金額 (消費税込)	支払金額 (消費税抜)	交付決定額の 算出に用いた 経費に○を付 して下さい
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
			合計 (補助対象経費)			
			合計 (交付決定額の算出に 用いる経費)			

(様式第 11 号)

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました標記補助金については、下記
のとおり額を確定しましたので通知します。

記

交付金額 金 円

(様式第 12 号)

名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

所在地 〒 _____
(住所)
社 名
役 職
代表者氏名
事務担当者
電話番号

下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____

ただし、 _____ 年度名古屋市イノベーション創出促進プログラム支援補助金として

(備考)

受 領 方 法	
金 融 機 関 名	
支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
カ ナ 表 記	
口 座 名 義	